四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川（古川）支川八五
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一二四度五九分八秒　一二八八・一五六メートルの地点　一号
標柱一号から二八五度〇分一二秒　三三・二四〇メートルの地点　二号
標柱二号から三〇三度一九分二一秒　六〇・四九一メートルの地点　三号
標柱三号から二〇度一一分五秒　六九・三八四メートルの地点　四号
標柱四号から五五度二四分一四秒　四九・四三一メートルの地点　五号
標柱五号から一三一度五一分三八秒　六七・八七六メートルの地点　六号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
鳥越川、太田川（古川）支川八二、太田川（古川）支川八三及び太田川（古川）支川八四
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一一七度七分四四秒　一一八七・六三一メートルの地点　一号
標柱一号から二二七度二一分三四秒　四六・二八八メートルの地点　二号
標柱二号から二三九度二分二秒　四〇・一七〇メートルの地点　三号
標柱三号から二八一度二六分三〇秒　六三・一三五メートルの地点　四号
標柱四号から二八九度四二分一八秒　八九・〇八〇メートルの地点　五号
標柱五号から三五八度三四分四〇秒　四八・一四七メートルの地点　六号
標柱六号から三〇五度一五分二九秒　七〇・一六三メートルの地点　七号
標柱七号から二三度二五分三一秒　一〇七・六八九メートルの地点　八号
標柱八号から三三〇度三〇分二二秒　三六・九二六メートルの地点　九号
標柱九号から一度七分三七秒　一五・九四六メートルの地点　十号
標柱十号から八三度六分四一秒　九八・八〇七メートルの地点　十一号
標柱十一号から一六度三一分三三秒　五八・〇三二メートルの地点　十二号
標柱十二号から七〇度五三分四四秒　六六・四二四メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三五度二〇分五九秒　二一九・一〇七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一九九度二六分二四秒　五一・八三〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七六度四八分五一秒　七三・五一一メートルの地点　十六号
標柱十六号から二三五度五四分一三秒　六三・四三七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五八度四二分一秒　五三・七四三メートルの地点　十八号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川（古川）支川八〇
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区緑井町字権現山五六七一番地内四等三角点権現山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一〇度三三分四四秒　一四〇一・六七三メートルの地点　一号
標柱一号から二七九度三分五三秒　五一・九四〇メートルの地点　二号
標柱二号から三五八度三三分四一秒　五四・七二九メートルの地点　三号
標柱三号から三八度二分五一秒　五八・七五四メートルの地点　四号
標柱四号から七〇度四三分一三秒　二七・九八八メートルの地点　五号
標柱五号から一一一度二八分四八秒　三七・〇二九メートルの地点　六号
標柱六号から一五三度七分五三秒　六三・六四七メートルの地点　七号
標柱七号から二一七度二八分五二秒　三八・六四三メートルの地点　八号
標柱八号から二六三度一六分五一秒　二八・一三六メートルの地点　九号
標柱八号から三三〇度三〇分二二秒　三六・九二六メートルの地点　九号
標柱九号から一度七分三七秒　一五・九四六メートルの地点　十号
標柱十号から八三度六分四一秒　九八・八〇七メートルの地点　十一号
標柱十一号から一六度三一分三三秒　五八・〇三二メートルの地点　十二号
標柱十二号から七〇度五三分四四秒　六六・四二四メートルの地点　十三号
標柱十三号から一三五度二〇分五九秒　二一九・一〇七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一九九度二六分二四秒　五一・八三〇メートルの地点　十五号
標柱十五号から二七六度四八分五一秒　七三・五一一メートルの地点　十六号
標柱十六号から二三五度五四分一三秒　六三・四三七メートルの地点　十七号
標柱十七号から一五八度四二分一秒　五三・七四三メートルの地点　十八号
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小原山川、太田川（古川）支川七八及び上楽寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八〇度一四分五四秒　一二五五・四八五メートルの地点　一号
標柱一号から三二八度六分〇秒　一二六・八八七メートルの地点　二号
標柱二号から三五九度一六分六秒　一一五・九九五メートルの地点　三号
標柱三号から七〇度四七分四六秒　八二・四六四メートルの地点　四号
標柱四号から一四四度四三分三秒　一四五・八〇五メートルの地点　五号
標柱五号から一八度五二分二三秒　四七・一四一メートルの地点　六号
標柱六号から二二度四八分一五秒　一〇五・八八八メートルの地点　七号
標柱七号から八七度五一分二秒　二三・三五七メートルの地点　八号
標柱八号から一四二度五分二一秒　八一・三四九メートルの地点　九号
標柱九号から一九二度二八分七秒　五四・〇四七メートルの地点　十号
標柱十号から二二六度五一分五二秒　一二・一五〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から一三一度二九分五八秒　二・一六六メートルの地点　十二号
標柱十二号から二二三度四六分五七秒　二二・四三〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から二一〇度四五分五五秒　三四・〇七七メートルの地点　十四号
標柱十四号から一六五度五一分三六秒　六四・〇九二メートルの地点　十五号
標柱十五号から二二一度三〇分四一秒　二七・二一六メートルの地点　十六号
標柱十六号から二五五度一〇分三六秒　二六・六四二メートルの地点　十七号
標柱十七号から三〇八度三五分三〇秒　五七・二二八メートルの地点　十八号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
梅林沢及び太田川（古川）支川七七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一六五度五〇分二秒　一一三三・一九九メートルの地点　一号
標柱一号から三二三度八分一二秒　四七・九七一メートルの地点　二号
標柱二号から三五三度二六分二八秒　四九・四八一メートルの地点　三号
標柱三号から五六度八分三七秒　六〇・八三三メートルの地点　四号
標柱四号から三五二度五分四四秒　一八・〇三三メートルの地点　五号
標柱五号から四四度一〇分三三秒　三六・〇七九メートルの地点　六号
標柱六号から一一二度三分三五秒　三一・七九一メートルの地点　七号
標柱七号から一三〇度一六分四八秒　八五・九三三メートルの地点　八号
標柱八号から一六八度四六分二九秒　一六・一八七メートルの地点　九号
標柱九号から二三三度一六分三六秒　四八・九一九メートルの地点　十号
標柱十号から三二二度〇分一一秒　五・一五六メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五七度四四分〇秒　二五・四〇七メートルの地点　十二号
標柱十二号から二〇七度三九分三七秒　四三・六五七メートルの地点　十三号
九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
太田川支川七六
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区八木町字東明寺山五〇〇一番地内二等三角点阿生山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域